

登録要件	受験資格				
	実践(産業保健) 活動	継続教育	研究（論文および学会発表）	学会活動	社会貢献教育活動
上級専門家：書類審査合格 ● 提出書類：過去5年間における右記の各活動に関する記録	10年以上 実践活動報告（内容は委員会で検討）	● 継続研修20単位履修（内容は委員会で検討） *Good Practice Samples	学会発表/GPS*/協議会/地方会での発表を含む論文等3本以上(うち1本は筆頭著者)	学会出席8ポイント以上（確認方法は委員会で検討）	活動報告（内容は委員会で検討） 教育活動報告（内容は委員会で検討）
専門家：面接試験合格 試験内容： ● グループディスカッション：状況設定課題 ● 個人面接：審査書類に関する内容 ● 口頭試験：産業保健に関わる知識・状況設定課題	5年以上 実践活動報告（内容は委員会で検討）	● 継続研修20単位履修（内容は委員会で検討）	学会発表/GPS*/協議会/地方会での発表を含む論文等1本以上(筆頭著者)	学会出席5ポイント以上 学会出席：総会・協議会(2ポイント)・地方会(1ポイント)	活動報告（内容は委員会で検討）
専門家制度登録者：筆記試験（選択式）合格 ● 試験範囲：衛生管理者・保健師の国家試験程度の難易度・ファーストレベル準備講座の講習範囲(保健行政論、公衆衛生看護学、労働衛生等)	● 受験資格：看護師については、専門家制度登録試験受験までに、衛生管理者1種の資格を取得すること。新卒保健師については、厚生労働省の初任者研修をできるだけ受講する。 ● 試験合格後、登録前に学会に入会すること ● 登録者である期間中に基礎研修50単位を履修すること（基礎コースを受講して、登録したものについては、基礎コースでの学習分を50単位として認定する）				

試験は誰でも受験可能